

## 北茨城市電子入札システム運用基準

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この運用基準は、市が実施する電子入札における電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、北茨城市建設工事等電子入札実施要綱（令和3年北茨城市告示第65号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

#### 2 用語の意義

この運用基準における用語の意義は次のとおりとする。

##### (1) P P I

発注情報、入札結果又契約結果に関する情報等をインターネット上に公開できる入札情報サービスシステムをいう。

##### (2) I Cカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

##### (3) 電子くじ

落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子計算機の演算式により落札者を決定する仕組みをいう。

### 第2 共通事項

#### 1 対象入札

電子入札の対象となる建設工事等は、北茨城市建設工事請負業者選考委員会において、電子入札によることが適当であると認められたものとする。

#### 2 P P Iによる公表

電子入札における入札公告、入札結果の公表その他の入札手続に必要な事項の公表は、P P Iにより行う。

#### 3 電子入札システム等の運用時間

電子入札システム及びP P Iの運用時間は、次のとおりとする。ただし、北茨城市の休日を定める条例（平成元年北茨城市条例第30号）に規定する市の休日は、運用の時間外とする。

##### (1) 電子入札システム

市は午前8時30分から午後10時まで、電子入札者（実施要綱第4条に規定する電子入札者をいう。以下同じ。）は午前9時から午後6時まで

(2) P P I

市は午前8時30分から午後10時まで、電子入札者は24時間運用可能

4 各受付期間等の基準

電子入札における各受付期間等は、次のとおり設定する。

- (1) 入札書受付締切予定日時は、受付期間の最終日の午後5時を標準とする。
- (2) 開札予定日時は、入札書受付締切予定日の翌日を標準とする。
- (3) その他の期間等における日時の設定にあたっては、入札公告等において明示する。

5 入札公告後の登録情報の修正等の基準

入札公告後に案件登録情報のうち、入札方法、工種区分、落札方式、工事・業務区分、工事費等内訳書の有無及び案件区分について錯誤が認められた場合には、次の手順により速やかに登録の修正、再登録等を行う。

- (1) 錯誤案件に対して競争参加資格確認申請が行われることを防ぐため、次のとおり締切日時を最小単位（1分）になるよう変更する。

修正例 受付開始日時13:00 同締切日時13:01

- (2) 件名を修正し、錯誤案件であることを電子入札者に明示する。

修正例 本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録

- (3) 新規の案件として再登録する。
- (4) 既に競争参加資格確認申請書の提出があった電子入札者に対して、電話、ファクシミリその他の連絡方法（以下「電話等」という。）により確実に連絡を行い、再登録した案件に対して競争参加資格確認申請書等を提出するように依頼する。

6 電子ファイルの作成基準

入札書等（実施要綱第6条第1項に規定する入札書等をいう。以下同じ。）の作成に用いる電子ファイルの形式は、次のいずれかを指定する。ただし、当該電子ファイルは、必ずウイルス感染のチェックを済ませたものとし、保存情報の圧縮は行わないものとする。

なお、当該電子ファイルの作成の際に注意すべき事項その他必要な事項は、あらかじめ電子入札者に明示する。

- (1) T X T形式又はC S V形式で保存したテキストファイル
- (2) T I F形式、J P G形式又はP N G形式で保存した画像ファイル

(3) 前2号のほか市長が使用を認めたファイル形式

## 7 ウイルス感染ファイルの取扱い

電子入札者から提出された電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合には、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止するとともに、当該電子入札者に電話等により連絡し、再提出の方法について協議を行う。

## 第3 入札書等の取扱い

### 1 入札書の受付

入札書の受付は、入札金額及び電子くじの番号が入力されたものに限り有効なものとして取り扱う。

また、入札書に併せて工事費等内訳書の提出を必要とする場合は、工事費等内訳書が提出されたものに限り有効なものとして取り扱う。

### 2 入札書等提出時の留意点

電子入札者は、入札書等の提出に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 入札書提出内容確認画面において、入力内容が正確であるか確認してから提出すること。
- (2) 入札書受付締切予定日時までに提出が完了するよう、時間的に余裕をもって処理を行うこと。
- (3) 入札書等が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知により確認すること。

### 3 入札の辞退

電子入札者は、入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。

また、入札書受付締切予定日時までに入札書が提出されない場合は、入札を辞退したものとして取り扱う。

### 4 入札書等提出後の撤回等

一旦有効なものとして受け付けられた入札書等及び辞退届は、撤回、訂正等を認めない。

## 第4 開札

### 1 開札方法

開札は、開札予定日時後、速やかに電子入札システムによる処理によって行う。ただ

し、紙入札（実施要綱第7条第1項に規定する紙入札をいう。以下同じ。）による電子入札者がいる場合には、入札執行職員が開札宣言後、入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから開札を行う。

## 2 開札遅延の連絡

開札予定日時から入札決定通知書等の発行までの時間は、1時間以内を目安とするが、当該時間が著しく遅延する場合には、必要に応じ、電子入札システム及び電話等により電子入札者に対し情報提供を行う。

## 3 開札延期の連絡

開札予定日時を延期する場合には、電子入札システム及び電話等により電子入札者に対し開札を延期する旨及び変更後の開札予定日時を通知する。

## 4 開札中止の連絡

開札を中止する場合には、電子入札システム及び電話等により電子入札者に対し開札を中止する旨を通知する。

## 第5 電子入札システムの利用

### 1 電子入札システムを利用できる者

電子入札システムを利用することができる者は、北茨城市入札参加資格者名簿に登録されている者（特定建設工事共同企業体にあつては、その代表構成員を含む。以下「代表者」という。）又は当該代表者から入札及び見積りに関する権限を委任された者（以下「受任者」という。）とする。

### 2 利用開始の基準

電子入札者は、初めて電子入札システムを利用する場合又は新たにICカードを取得した場合には、電子入札システムの利用者登録を行うとともに、次の基準により書面による利用届を提出するものとする。

- (1) 電子入札利用届（様式第1号）に利用者情報（電子入札システムの利用者登録時に電子入札者の電子計算機から印刷したICカード情報等を記載したものをいう。）を添付して提出すること。
- (2) 提出方法は、実施要綱第6条第3項に規定によること。

### 3 ICカードの基準等

電子入札者が電子入札システムに登録することができるICカードは次の基準による。

- (1) ICカードの名義は、第5の1に規定する者のいずれかであること。
- (2) 登録できるICカードの名義の数は、1つのみであること。

#### 4 ICカードの利用上の留意点

電子入札者は、ICカードの失効、閉塞、破損等により電子入札システムの利用ができなくなる事態に備え、ICカードの複数枚の登録、有効期限内の更新等に留意し、その対策に努めるものとする。

#### 5 ICカードの名義及び住所の変更

電子入札者は、電子入札システムに登録しているICカードの名義及び住所を変更する場合は、第5の2の規定によりICカードの登録及び書面による届出を行うものとする。

#### 6 ICカードの不正使用の取扱い

電子入札者による次のICカードに係る不正使用が判明した場合は、当該電子入札者の取扱いは、入札前であれば当該入札への参加を認めないものとし、契約締結前であれば当該契約を締結しないものとし、契約締結後であれば着工工事の進捗状況等を考慮したうえで契約を解除するか判断する。

- (1) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- (2) 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合
- (3) 前2号のほかこれらに類する事由があると市長が認めた場合

#### 7 委任の基準

第5の1で規定する電子入札システムの利用に係る委任は、次の基準により委任状が提出された場合に限り認める。

なお、当該委任期間内において、委任内容に変更があった場合には、当該変更について、速やかに書面による届出を行うものとする。

- (1) 委任状の様式は、委任状（電子入札用）（様式第2号）によること。
- (2) 委任状は、第5の2の規定による利用者登録及び利用届の際に提出すること。  
ただし、特定建設工事共同企業体にあつては、入札参加資格申請の際に提出すること。
- (3) 委任期間は、入札参加資格の有効期限を限度とすること。

### 第6 紙入札の基準

## 1 電子入札者側の事由により紙入札を承認する基準

電子入札者は、次の事由に該当する場合において、紙入札を希望するときは、あらかじめ紙入札方式参加承認願（様式第3号）を提出し、市長の承認を得るものとする。

- (1) 電子計算機その他の電子入札システムに接続するための機器、回線等（以下「電子計算機等」という。）に係る故障、不具合等が生じた場合
- (2) ICカードが失効、閉塞、破損等により使用できない場合又はICカードを取得していない場合
- (3) 第5の5の規定によるICカードの名義変更等に係る届出の審査中である場合
- (4) 前3号のほかこれらに類する事由があると市長が認めた場合

## 2 市側の事由により紙入札に変更する場合の取扱い

市側の電子計算機等又は電子入札システムに係る故障、不具合等により電子入札を正常に継続することができない場合は、紙入札に変更する。ただし、当該故障、不具合等が一時的なものであり、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更により対応できる場合は、この限りでない。

なお、これらの事由が発生した場合は、電話等により電子入札者に対し通知する。

## 3 紙入札による入札書等の提出方法

紙入札による入札書等は、実施要綱第6条第3項の規定により直接持参又は郵便により提出するものとする。

## 4 紙入札に変更後の取扱い

電子入札者は、紙入札への変更の承認を受けた後は、電子入札システムによる手続を行わないものとする。

なお、紙入札への変更前に有効に行われた手続については、引き続き有効なものとして取り扱う。

## 5 紙入札による電子くじ番号の取扱い

紙入札における電子くじの番号は、電子入札者が入札書に3桁のくじ番号を記入することにより提出するものとする。

様式第 1 号

## 電子入札利用届

年 月 日

(宛先) 北茨城市長

(届出者)

業 者 番 号

所 在

商号又は名称

代表者職氏名

印

北茨城市における電子入札に参加したいので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

(添付書類)

- 1 利用者情報 (※ 1)
- 2 委任状 (※ 2)

※ 1 茨城県建設工事等電子入札システムで利用者登録を行ったときに印刷したもので、登録する I C カード情報が含まれるもの。

※ 2 代表者より代理人として入札、見積りに関する権限の委任を受ける者の I C カードを登録する場合に提出する。

委 任 状 (電子入札用)

年 月 日

(宛先) 北茨城市長

(届出者)

所 在

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

(受任者)

所 在

商号又は名称

代理人職氏名

(委任事項)

1 北茨城市が発注する工事(業務委託)について、電子入札による入札、見積りに関する件

2 委任期間

年 月 日 から

年 月 日 まで



## 紙入札方式参加承認願

- 1 案件名称（工事番号及び工事名）
- 2 電子入札システムによる参加ができない理由

上記案件について、北茨城市が発注する電子入札システムによる電子入札に参加できないため、紙入札方式による参加の承諾をお願いします。

年 月 日

(申請者)

業 者 番 号  
所 在  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

(宛先) 北茨城市長

---

上記について承諾します。

年 月 日

様

---

北茨城市長

印